

答 申 第 32 号
平成17年8月22日

大阪府知事 太田 房江 様

大阪府環境審議
会 長



温泉掘削許可及び温泉動力装置許可について（答申）

平成17年8月22日付け環衛第1634号で諮問のあった標記については、審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 茨木市安威四丁目13番19号
山本 重信
- (2) 申請地 茨木市大字泉原39番6
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

2 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 箕面市稲一丁目5番2号
高和株式会社 代表取締役 佐茂 孝司
- (2) 申請地 箕面市桜五丁目514番
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

3 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 寝屋川市木田元宮一丁目28番10号
株式会社 ラ・カーヴコーポレーション 代表取締役 金井 正夫
- (2) 申請地 寝屋川市池田中町184番1
- (3) 答申内容 本申請については、180m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。

4 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 寝屋川市木田元宮一丁目28番10号
株式会社 ラ・カーヴコーポレーション 代表取締役 金井 正夫
- (2) 申請地 門真市大字三ツ島922番
- (3) 答申内容 本申請については、350m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。

5 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 富田林市川面町一丁目8番7号
松山 梅
- (2) 申請地 大阪市北区西天満三丁目11番8
- (3) 答申内容 本申請については、500m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。

6 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 大阪市生野区巽東四丁目11番10号
社会福祉法人 慶生会 理事 永井 政一
- (2) 申請地 大阪市生野区勝山南四丁目61番1
- (3) 答申内容 本申請については、500m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。

7 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 大阪市中央区谷町二丁目6番6号
アスモ株式会社 代表取締役 森 嘉紀
- (2) 申請地 東大阪市高井田19番9

- (3) 答申内容 本件申請地点は、近距離温泉影響調査結果を元に定めた「大阪府環境審議会温泉部会協議事項」において温泉への影響があるとして定められた制限距離内に、東大阪市高井田本通五丁目18番における別の申請（以下「別申請」という。）があること。また、別申請と同様の大阪層群の下部の帯水層から取水すること。大阪府からの指示による、温泉掘削許可申請に関する補正資料が提出されていないこと等から、当該掘削は、温泉法第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可することは適切ではない。

8 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 和歌山県和歌山市西浜1660番地の180
株式会社 山本進重郎商店 代表取締役 山本 進三
- (2) 申請地 東大阪市高井田本通五丁目18番
- (3) 答申内容 本件申請地点は、近距離温泉影響調査結果を元に定めた「大阪府環境審議会温泉部会協議事項」において温泉への影響があるとして定められた制限距離内に、東大阪市高井田19番9における別の申請（以下「別申請」という。）があること。また、別申請と同様の大阪層群の下部の帯水層から取水すること。大阪府からの指示による、温泉掘削許可申請に関する補正資料が提出されていないこと等から、当該掘削は、温泉法第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可することは適切ではない。

9 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 門真市柳町1番10号
医療法人 孟仁会 理事長 山路 孟
- (2) 申請地 東大阪市稲葉一丁目573番24
- (3) 答申内容 本申請については、600m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。

10 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 堺市黒土町2258番地の5
株式会社 岩商 代表取締役 岩本 秀治
- (2) 申請地 八尾市光町一丁目34番
- (3) 答申内容 本申請については、100m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。

11 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 堺市太平寺45番地の2
阪本 勇
- (2) 申請地 大阪狭山市山本東2番1
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

12 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 堺市黒土町2258番地の5
株式会社 岩商 代表取締役 岩本 秀治
- (2) 申請地 堺市黒土町2260番1
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

13 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 東京都港区芝二丁目32番1号
株式会社 長谷工コーポレーション 代表取締役 岩尾 崇
- (2) 申請地 堺市三原台二丁目7番13
- (3) 答申内容 本件申請地点は、近距離温泉影響調査結果を元に定めた「大阪府環境審議会温泉部会協議事項」において温泉への影響があるとして定められた制限距離内に、堺市三原台二丁目2番8における別の申請（以下「別申請」という。）があること。また、別申請と同様の大阪層群の下部の帯水層から取水すること。大阪府からの指示による、温泉掘削許可申請に関する補正資料が提出されていないこと等から、当該掘削は、温泉法第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可することは適切ではない。

14 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 東京都中央区日本橋馬喰町二丁目1番1号
総合地所株式会社 代表取締役 松岡 瑞樹
- (2) 申請地 堺市三原台二丁2番8
- (3) 答申内容 本件申請地点は、近距離温泉影響調査結果を元に定めた「大阪府環境審議会温泉部会協議事項」において温泉への影響があるとして定められた制限距離内に、堺市三原台二丁7番13における別の申請（以下「別申請」という。）があること。また、別申請と同様の大阪層群の下部の帯水層から取水すること。大阪府からの指示による、温泉掘削許可申請に関する補正資料が提出されていないこと等から、当該掘削は、温泉法第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可することは適切ではない。

15 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 岸和田市並松町1番5号
岩出建設株式会社 代表取締役 岩出 正次
- (2) 申請地 岸和田市額原町529番
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

16 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 大阪市中央区谷町二丁目6番5号
アスモ株式会社 代表取締役 森 嘉紀
- (2) 申請地 吹田市岸部南一丁目226番1
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

17 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 大阪市中央区淡路町二丁目5番16号
株式会社 オーユーデー 代表取締役 今来 健一
- (2) 申請地 藤井寺市古室三丁目174番
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

18 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 堺市南田出井町四丁5番1号
株式会社エルマック 代表取締役 佐藤 千恵
- (2) 申請地 堺市中之町東三丁24番1
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。